

議案第19号

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	26,000円
-------	-------------------------------------	-------	---------

を	床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	16,000円	に、
	床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	26,000円	

「第30条第8項」を「第35条第8項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「標準入力法又は主要室入力法の評価によるもの」を「bに掲げるもの以外

のもの」に、	床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	364,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
--------	-------------------------------------	-------	---

を	床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	292,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)	に、
	床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	375,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)	

床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	147,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
-------------------------------------	-------	---

を

床面  
メー  
メー  
床面  
平方  
平方

積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	116,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
積の合計が、1,000メートル以上2,000メートル未満のもの	1件につき	151,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)

に改め、「標準

入力法、主要室入力法及び」を削り、「それぞれ建築物の」を「建築物の」に、

床  
メ  
メ

面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	362,000円
------------------------------------	-------	----------

を

床面積の  
メートル  
メートル  
床面積の  
平方メー  
平方メー

合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	290,000円
合計が、1,000メートル以上2,000メートル未満のもの	1件につき	373,000円

に、

床面積の合計が  
メートル以上2  
メートル未満の

、300平方 、000平方 もの	1件につき	145,000円
------------------------	-------	----------

を  
 「床面積の合計が、300  
 メートル以上1,000  
 メートル未満のもの  
 床面積の合計が、1,  
 平方メートル以上2,  
 平方メートル未満のも

0平方 0平方	1件につき	114,000円
000 000 の	1件につき	149,000円

に、  
 「床面積の合計が、300平  
 メートル以上2,000平  
 メートル未満のもの

方 方	1件につき	45,000円
--------	-------	---------

を  

床面積の合計が、300平方 メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	1
床面積の合計が、1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	1

件につき	33,000円
件につき	45,000円

に、「a以外の場合」を「モデル建物法の評価

によるもの」に、

床面積の合計が、300平方 メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	1件につき	40,00
---	-------	-------

0円	を	床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	28,000円
		床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円

に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条

第2項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、

床面積の合計が、30メートル以上2,00メートル未満のもの

0平方	1件につき	362,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
0平方		

を

床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1件につき	290,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
1件につき	373,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)

に、

床面積の合計が、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件

につき	145,000円 (評価書面の添付がな されたものにあつて は、28,000円)
-----	---

を

床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき
床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき

114,000円 (評価書面の添付がな されたものにあつて は、18,000円)
149,000円 (評価書面の添付がな されたものにあつて は、29,000円)

に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第2

9条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に改め、「標準入力法、主要室入力法、」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。